

消費税率5%→8%にともなう 市の使用料などへの影響について

☎ 企画課広報広聴係 (市役所 2階 ☎23-3331 内線238・239)

今年4月から消費税が8%に引き上げられるため、市が皆さんからいただく使用料・手数料などにも影響があります。

今回の消費税率引き上げ分は、全て医療・年金などに充てられることになっていきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

使用料・手数料の変更

市では、使用料・手数料などの変更は「使用料及び手数料の改定方針」に従い4年ごとに見直すことになっていて、次の見直し時期は平成28年度を予定しています。

しかし、条例で消費税額を外税で加算して集めなければならぬものがあり、それらは今年4月から8%の消費税額を加えてお支払いいただくこととなります。

今回から変更になるもの、今回は変更がないものを下記にまとめましたのでご覧ください。

それぞれの使用料・手数料に関する詳しい内容は、各担当課にお問い合わせください。



8%の消費税額になるもの
(経過措置があるもの)

- 水道料金
- 簡易水道料金
- 下水道使用料

— 経過措置 —

4月に検針した分までは3月に利用した料金が一部含まれるので、経過措置で5%のままの課税で、5月検針分から新税率8%の課税になります。

※大滝区では内税から外税に変わるので、検針日にお届けしている「上下水道使用量等のお知らせ」裏面の大滝区料金表も5月から変更されます

8%の消費税額になるもの
(経過措置がないもの)

- 市営住宅駐車場使用料
- 大滝宮農用雑用水使用料

今回は変更がないもの
(平成28年度に変更する
可能性のあるもの)

- ごみ処理手数料
- し尿処理手数料
- 浄化槽汚泥処分手数料
- 有機資源処理使用料
- 堆肥処理手数料・使用料
- 木質ペレット使用料

環境衛生課からのお知らせ

☎ 環境衛生課環境衛生係 (第2庁舎 ☎23-3331 内線543・547)

カラスの巣作り防止

カラスの巣は、繁殖期である春に卵を産んでヒナを巣立たせるまでに限り使用するためのものです。

このため、自宅の庭木などに巣を作られないように予防することが大切です。

カラスは、一度巣を作った場所に何度も作るという傾向があります。過去にカラスの巣が作られたことがある場所には、特に十分な対策を立てましょう。

巣を作られないための対策法

- 下からの見通しが悪く、二股や三股に分かれている枝を定期的に剪定する。
- 巣の材料になる「針金ハンガー」などを屋外に放置しない。
- カラスのエサになるような生ごみ、犬のエサなどは放置しない。



ドクガの発生防止

ドクガは卵から成虫まで全ての世代で毒針毛どくしんもうがあります。

一年間で最も危険な時期は、越冬していた幼虫が行動し始める春先から6月頃です。

ドクガの発生を防止するためには、春先に自宅や周辺の雑草の草刈り、枝葉の伐採をすることで幼虫のエサを増やさないことが重要です。

特に幼虫の活動が活発になる前の4月から5月に草刈りをするのが効果的だと言われています。

幼虫を見かけたときは

- 自分の庭や畑のまわり↓自分で駆除(駆除方法などは担当課へお問い合わせください)
- 公園や空き地、道路脇↓管理者や所有者に駆除を依頼

犬を飼っている方へ

犬の登録をしましょう

犬を飼うときは市役所への登録が義務づけられています。

必ず登録の手続きをしましょう。
登録料 1頭3千円

狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病予防法で年に1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。市内動物病院が市実施の集合注射を受けてください。

集合注射期間

- 伊達地区 5月12日(月)～18日(日) (16日(金)を除く)

- 大滝地区 5月14日(水)・18日(日)

※市に登録している飼い主の方には文書でご案内します

登録事項の変更

飼い主の変更、市内への転入、市内での転居などの場合は届け出が必要です。届け出がない場合、狂犬病予防注射のご案内などがお手元に届かない場合がありますので、早めに手続きしてください。

犬が死亡したときも届け出が必要です。(死亡届に限り電話で受け付けます)

犬のフンは持ち帰りましょう

犬のフンの後片づけは、飼い主の最低限のマナーです。

フンの不始末は環境美化を損なうだけでなく他の犬に病気をうつす場合もあるので、他の犬のことも考え、自覚ある行動をしましょう。